

(平成21年度版)

金澤町家再生活用モデル事業
事業者募集要項

平成21年4月1日

金沢市歴史遺産保存部
歴史都市推進室

第1章 事業の目的と概要

1. 募集の目的

店舗、貸家、宿泊施設等に改修したモデル町家を整備し、実際に見学、体感してもらうことを通じて、市民に町家の魅力を発信するとともに、町家所有者や事業者が町家を利活用した事業を展開する動機付けとなることを目的にモデル町家を募集する。

2. 事業の概要

(1) 事業について

事業名	金澤町家再生活用モデル事業
対象地域	まちなか区域および歴史的街並み景観区域に限る。 (別添図参照) なお対象地域の詳細については、歴史都市推進室までお問い合わせください。
対象家屋	金澤町家(対象区域内にある昭和25年以前の木造建築物) ただし、建築当時の外観が保たれている、又は回復可能なものに限る。
改修後の用途	店舗、貸家、宿泊施設、工房、事務所等
募集件数	合計 3件程度

(2) 助成額について

補助対象 実施設計費(耐震診断費含む)、外観修復(道路等から通常見える外観)、内部改修(構造補強及び事業用に係る工事費)

補助率、限度額

対象内容	補助率	限度額
実施設計(耐震診断費含む)	1/2	50万円
外観修復	1/2	150万円
内部改修(構造補強費含む)	1/2	400万円

限度額の合計 600万円以内

(3) 事業の条件について

改修後の一定期間、広く市民に公開すること。また、市の広報等で、写真、名称、所在地、改修工事の概要、活用計画の概要等の公開に同意がいただけること。

15年間は、市長の承諾なしで補助金交付の目的に反して使用することや譲渡、交換、担保提供することはできません。




金沢市の行う各種住宅支援制度（補助金・助成金等）を過去に受けられた方、又は物件は、対象外となります。また、重複した申請もできません。

事業決定者は耐震診断や耐震補強に努めること。

その他、次章以降の留意事項の条件をすべて満たしていただくことが必要です。

【参考 / 金澤町家とは】

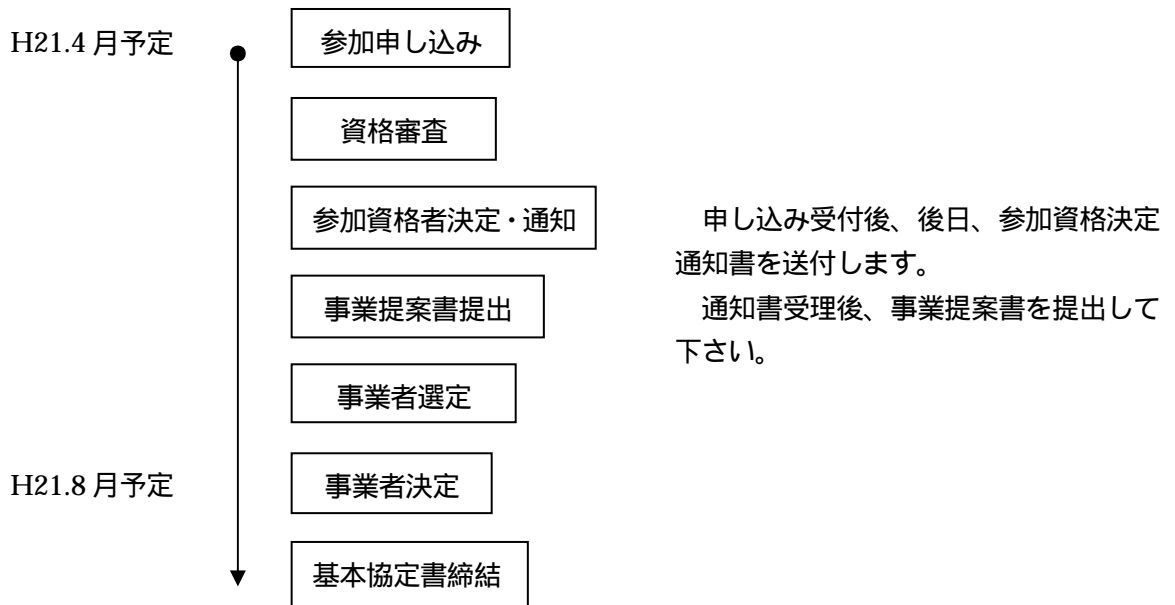
金沢市内に立地する昭和25年以前に建てられた歴史的建築物で、町家、武士系住宅、近代和風住宅のいずれかの建築様式を有するものを『金澤町家』とします。

【町家】	【武士系住宅】	【近代和風住宅】
		
町人の専用住宅または職住併用の住宅	武士系の住宅の流れを継承し、門や土塀、庭が設けられた住宅	昭和戦前頃までに建てられた西洋の建築様式や技術の影響を受けた和風の住宅
木造建築物の構法は、建築基準法及び同法施行令が施行された昭和25年以前の「伝統構法」とそれ以後の「在来構法」とに分けられます。		

第2章 事業者の募集

1. 募集、選定手順

事業者は、個人、法人を問いません。募集及び選定手順は下記のとおりとします。



2. 応募者の資格

(1) 応募者の資格

金澤町家を所有する個人又は法人、金澤町家を借家で活用する金沢市に在住の個人又は主な業務拠点が金沢市内にある法人で、参加申し込み提出日までに納期限の到来した市税を完納していること。

(補助金交付決定時においても同様な資格が必要となります。)

(2) 応募の制限

金澤町家活性化推進協議会(以下、「協議会」という。)の委員並びに委員自らが主宰し又は役員として関係する営利法人、その他の営利組織及び当該組織に所属する者は応募することができません。

応募者は2以上の応募をすることはできないこととします。

3 . 応募の方法

応募者は、参加申込書及び下記に示す参加資格を証する書類を、期間内に提出してください。

提出期間 平成21年4月1日(水) ~ 平成21年5月31日(日) 当日消印有効

提出先 金沢市 歴史遺産保存部 歴史都市推進室
〒920-8577 (住所記載必要なし)
: 076-220-2311 Fax : 076-224-5046

提出書類 ・参加申込書【別紙様式第1号】
・市税滞納有無調査承諾書【別紙様式第2号】

第4章事業提案書の提出に関する諸条件がありますので、条件を満たすことを申込の際にご確認ください。

提出部数 各1部

4 . 参加資格者の決定

参加申込書を提出した応募者に対し、提出書類に基づき応募の参加資格の有無を審査したうえで、後日、結果を文書により通知します。

第4章 事業提案書の提出

1. 事業提案書の提出

参加資格者は、参加資格決定通知受理後に事業提案書類を下記の内容に従い提出して下さい。なお、書類の提出は直接持参または郵送（書留）してください。

提出期限	平成21年6月30日（火） 当日消印有効
提出先	金沢市 歴史遺産保存部 歴史都市推進室 〒920-8577 （住所記載必要なし） ：076-220-2311 Fax：076-224-5046
提出書類	・事業提案申込書【別紙様式第3号】 ・改修計画等概要説明書【別紙様式第4号】 ・応募者が改修計画を表現できると思う図面（見取り図、平面図、立面図等）で可。 ・現況写真（外部、内部改修しようとする箇所を写したもの） ・土地、建物登記簿謄本 ・借家人が応募する際は、改修に対する建物所有者の同意書 ・工事費概算見積書（補助対象別の内訳がわかるもの）
提出部数	2部（正本1部，副本1部）
ヒアリング等	事業提案書の内容について、審査の過程で現地調査やヒアリングを行う場合があります。
応募の辞退	事業提案書提出後の応募の辞退は書面にて提出してください。

2. 選定及び決定

金沢市が設置する金沢町家活性化推進協議会は、参加申込書や事業提案書により参加資格者の中から事業者を選定します。金沢市は、選定結果に基づき事業者を決定し協定書を締結します。

3 . 留意事項

提出された事業提案書の差し替え又は再提出は認めません。

参加申し込み及び応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。

提出書類及び資料は返却しません。

応募時で借家人の決まっていないものについては、改修工事完成までに賃貸借契約書を提出すること。

関係法令や本市のまちづくりに関する条例等の規定に基づく必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従わない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者は補助金を交付できません。

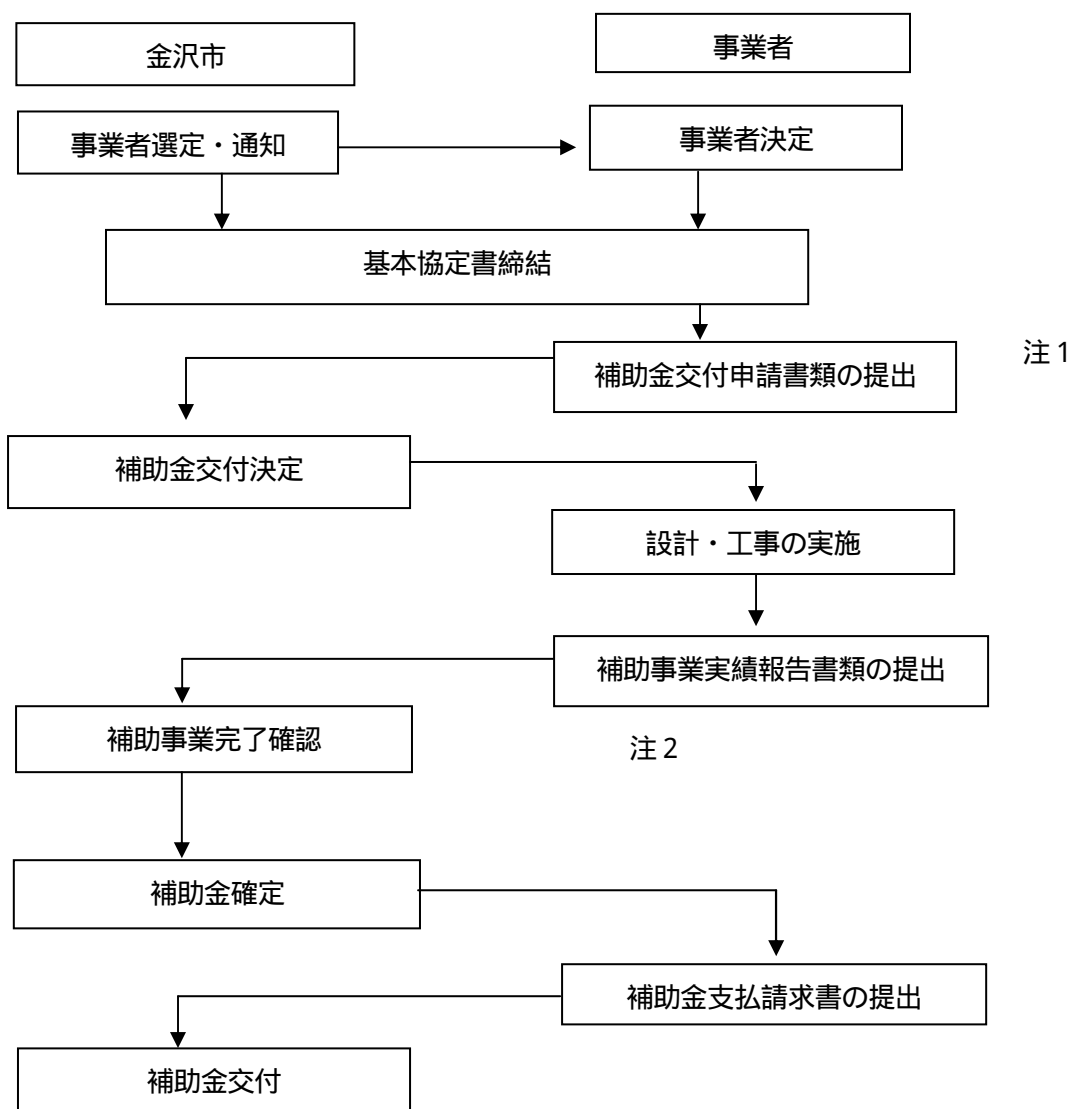
4. 補助金の交付について

金沢市補助金交付要綱に基づき交付いたします。

補助金交付申請書に基づき補助金の交付予定額を決定し、文書でお知らせします。
このため、交付決定の後でなければ、工事に着手することはできません。

補助金の交付は工事完了後とします。

(補助の流れ)



注1 補助金交付申請書に位置図、設計図、見積書、現況写真を添えて申請してください。

注2 補助事業実績報告書に完成写真、工事施工業者から補助事業者宛の請求書の写し及び工事施工業者への振込書の写しまたは工事施工業者の領収書の写し、賃貸借契約書を添えて提出して下さい。